

新型コロナウイルス感染症診断薬の承認について  
(株式会社タウンズ申請品目)

令和2年10月13日  
医薬・生活衛生局  
医療機器審査管理課

1. 製品の概要

【販売名】: イムノエース SARS-CoV-2/キャピリア SARS-CoV-2

【申請者】: 株式会社タウンズ

【申請日】: 令和2年9月11日(製造販売承認申請)

【使用目的】: 鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 抗原の検出(SARS-CoV-2 感染の診断補助)

※ 本品は、白金—金コロイドを発色原理としたイムノクロマト法による、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 抗原を検出するキットである。検体を含む液をテストプレートに滴下し、約 15 分後に判定部の判定ラインの有無を確認することにより、陽性または陰性を判定する。検査に当たっては「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」(厚生労働省)(以下「検査指針」という。)を参照して用いる。

本品は、既承認の抗原簡易検査キット(エスプライン SARS-CoV-2、富士レビオ株式会社、及びクイックナビ-COVID-19 Ag、デンカ株式会社)と同程度の性能を有し、同様の使用方法が可能である。

2. 審査の概要

(1) 臨床性能

○ 本品の臨床性能に関して、主に以下3つの試験の結果が提出された。

①国内臨床保存検体を用いた臨床性能試験

国内の臨床保存検体(鼻咽頭ぬぐい液)を用いた RT-PCR 法との比較に基づく試験成績(143 検体)は、陰性一致率 100% (101/101)、陽性一致率 76.2% (32/42)であった。また、RT-PCR 法テスト試料中の換算 RNA コピー数(推定値)に応じて比較すると、100 コピー/テスト以上の検体に対して陽性一致率 100% (31/31)であった。

②陰性鼻咽頭ぬぐい液へのウイルス分離培養液添加試験

本品の検出限界 (LOD :  $3.56 \times 10^1$  TCID<sub>50</sub>/テスト) 濃度及び検出限界の 10 倍濃度の  $3.56 \times 10^2$  TCID<sub>50</sub>/テストとなるよう SARS-CoV-2 培養液を陰性の鼻咽頭ぬぐい液に添加した検体(各 25 検体)を用いた試験成績について、陽性一致率はそれぞれ 100% (25/25)であった。

③陰性鼻腔ぬぐい液へのウイルス分離培養液添加試験

本品の検出限界 (LOD :  $3.56 \times 10^1$  TCID<sub>50</sub>/テスト) 濃度及び検出限界の 10 倍濃度の  $3.56 \times 10^2$  TCID<sub>50</sub>/テストとなるよう SARS-CoV-2 培養液を陰性の鼻

腔ぬぐい液に添加した検体（各 25 検体）を用いた試験成績について、陽性一致率はそれぞれ 100%（25/25）であった。

- 審査においては、本品は国内の臨床保存検体（鼻咽頭ぬぐい液）を用いた試験において 100 コピー/テスト以上を有する検体に対して 100%の陽性一致率であったこと、また、陰性一致率は 100%であったことを確認した。また、鼻腔ぬぐい液について分析性能を確認した。

このため、本品は、RT-PCR 法と比較して感度は低いものの、鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に関して既承認の抗原簡易検査キットと同程度の性能を有し、一定の症状を有する患者等に対し、検査指針に従って陽性または陰性の確定診断を行うことの臨床的有用性を期待できるものと考えられた。なお、鼻腔ぬぐい液に関しては、既承認の抗原簡易検査キットと同様に添付文書で検出感度に係る注意喚起を行うこと、製造販売後に実臨床での臨床性能の検証を求める承認条件を付すことが必要である。

## （2）交差反応性

- 本品は、遺伝子組換えヒトコロナウイルス抗原 SARS-CoV と反応を示したが、ヒトコロナウイルス（MERS-CoV、HCoV-229E、HCoV-OC43）、インフルエンザウイルス（Influenzavirus H1N1、Influenzavirus H3N2、Influenzavirus B）を含む上気道感染を起こすその他主なウイルス、細菌等とは反応を示さなかった。
- 本品は、SARS-CoV 以外、交差反応の可能性がある主なウイルス等で反応を示さなかったことから、本品の開発の緊急性を鑑み、SARS-CoV との反応性を添付文書で注意喚起することを前提に、本品を臨床現場に提供することは許容可能と考えた。

## （3）安定性

- 本品の安定性については、実保存条件での長期安定性試験成績は提出されていないが、加速安定性試験の結果に基づき、暫定的に有効期間が 6 ヶ月に設定された。
- 審査においては、本品の開発の緊急性を鑑み、製造販売後に本品の長期安定性試験を実施することを前提に有効期間を暫定的に付与することは可能と判断した。

## （4）その他

- 本品を使用する上で必要な注意喚起については、添付文書に記載することとした。

## 3. 結論

- 以上の審査を踏まえ、以下の承認条件を付すことにより、本品の製造販売承認を行った。

【承認日】：令和 2 年 10 月 13 日

**【承認条件】:**

- ・ 鼻腔ぬぐい液検体に関して、承認時のデータが極めて限られていることから、製造販売後に臨床性能を評価可能な適切な試験を実施すること。
- ・ 製造販売後に実保存条件での安定性試験を実施すること。